

# 扶養控除、一律縮小を検討

## 政府与党、高校生向け

### 税負担は児童手当範囲内に

高校生(16〜18歳)がいる世帯の扶養控除の見直しについて、政府、与党が所得税で38万円、住民税で33万円としている控除の水準を所得に関係なく一律で引き下げ、縮小する案を検討していることが28日、分かった。

当初は来年12月からの児童手当の高校生への拡大に合わせて廃止も検討していたが、年收によっては税負担増が手当を上回るため縮小にとどめ、税負担を手当の範囲内に収めて差し引きの家計負担が生じないようにする。

今後、与党の税制調査会で詳細を詰め、2024年度税制改正大綱に盛り込む。ただ与党内では控除の現状維持や、低所得者の縮小幅を抑えることを求める声もあり、議論は曲折も予想される。

現行制度では、16〜18歳を扶養する世帯は例えば所得税では1人につき38万円を課税対象となる所得から差し引いて、税負担を軽減できる。高所得の世帯ほど所得税の税率が高いことから控除の恩恵が大きい。このため単純に控除を廃止す

れば、それに伴う税負担増も高所得世帯ほど大きくなり、年12万円の児童手当を支給されても税負担が上回るケースがあることが問題となっていた。

ただ一方で、16歳未満を対象とする年少扶養控除は既に民主党政権時の子ども手当(現児童手当)創設に伴い廃止されていることから、16〜18歳向けの控除を縮小にとどめることには整合性の問題も残る。